

平成 25 年 8 月 15 日  
厚生労働省労働基準局

「労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等コンサルティング業務一式  
調達仕様書（案）」に係る意見招請について（意見提出方法）

## 1 意見提出方法

- (1) 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送により意見を提出する場合には、封書に「労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等コンサルティング業務一式 調達仕様書(案)に対する意見在中」と朱書きすること。
- (2) 持参又は郵送による意見の提出と併せて、様式 1 及び様式 2 の電子データを意見提出先のメールアドレス（E-mail :[choushusaiteki@mhlw.go.jp](mailto:choushusaiteki@mhlw.go.jp)）あて意見提出の期限までに送付すること。

## 2 意見提出の部数

1 部

## 3 意見の様式

- (1) 日本語を使用すること。
- (2) 必須項目
  - (様式 1) A 4 判縦置き横書きとすること。
    - ・提出年月日、会社名、責任者名、印（法人の場合には、法人代表者印）
    - ・提出意見の件数
    - ・担当者氏名、所属部署名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス
  - (様式 2) A 4 判横置き横書きとすること。
    - ・意見の対象となる仕様書案の該当ページ及び項目番号  
なお、同じ項目番号の複数箇所について意見を提出する場合には該当ページ内の該当箇所の行数を記載すること。
    - ・仕様書案に対する意見又は修正案
    - ・意見又は修正案の提出理由
- (3) 意見を提出する場合には、事前に意見提出先のメールアドレス宛てに、様式 1 及び様式 2 の電子データの送付を依頼すること。

## 4 意見提出の期限

平成 25 年 9 月 5 日（木）17 時とする。

なお、郵送の場合には同日必着とする。

5 意見提出先

厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課労働保険徴収業務室システム計画係 小山 毅士

〒177-0044 東京都練馬区上石神井 4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎 1F  
電話 : 03-3920-3311 (内線 407、416)  
E-mail : [choususaiteki@mhlw.go.jp](mailto:choususaiteki@mhlw.go.jp)

(様式1)

平成〇〇年〇月〇日

厚生労働省労働基準局 宛

労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等コンサルティング業務一式  
調達仕様書（案）に対する意見

会社名

責任者

印

労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等コンサルティング業務一式  
調達仕様書（案）に対して、〇件の意見を別紙のとおり提出します。

連絡先（担当者氏名）

（所属部署名）

（電話番号）

（FAX 番号）

（電子メールアドレス）